

個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、個人情報に記載された診療情報提供書（以下「書類」という。）をクリニックXに送付すべきところ、誤ってクリニックYにFAX送信するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、患者ID、診療内容、検査結果等

2 事案の経過

○令和6年3月14日（木）

患者家族から、退院時にクリニックXあてに診療情報を提供して欲しいと依頼した書類が、クリニックXに届いていないとの電話が診療科外来にあった。

外来クーク（委託事業者職員）が確認したところ書類は作成済みだが未送付であったため、地域連携システムに登録しているクリニックXのFAX番号を複数人で確認しながら送信した。

○3月15日（金）

患者家族から「まだ書類が届いていない」旨の連絡が診療科外来を通じて、地域医療連携センターに入った。

地域医療連携センター（委託事業者）でクリニックXに電話しFAX番号を確認したところ、地域連携システムに登録しているFAX番号が同じ市内に所在するクリニックYの番号であることが判明した。

クリニックYへ謝罪するとともに、患者の書類の所在について確認したところ、クリニックYでは誤送信された書類と判断し、シュレッダーしたとのことであった。

主治医から患者家族に経緯を説明し、謝罪した。

3 誤送付の原因

地域医療連携センター（委託事業者）が、数年前、地域連携システムにクリニックXのFAX番号をクリニックYの番号で入力していたため。

4 再発防止策

委託事業者に対し、登録しているFAX番号の点検を指示。

今後、システムにFAX番号を登録する際は、相手先に確認した上で、複数人が確認して登録するように指導した。